

○鳥羽志勢広域連合情報公開審査会規則

〔平成13年6月4日
規則第6号〕

改正 平成28年3月31日規則第8号 平成29年3月24日規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合情報公開条例（平成13年鳥羽志勢広域連合条例第1号）第15条の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議における審議は、実施機関が開示をしない旨の決定をした公文書に基づいて行う。

（公印）

第4条 公印は朱印とし、その名称、刻字、寸法、書体及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 この規則で定めるもののほか、公印について必要な事項は鳥羽志勢広域連合公印規程（平成11年鳥羽志勢広域連合規程第3号）の例による。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、鳥羽志勢広域連合総務課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、鳥羽志勢広域連合長が招集する。

附 則（平成28年3月31日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	刻 字	寸法(mm)	書 体	個 数
情報公開審査会長印	鳥羽志勢 広域連合 情報公開 審査会長印	方 24	れい書	1